

【第10号議案】

大阪府立槻の木高等学校同窓会支出執行基準

【全体】

- 1 各科目の支出額は、予算額を超えてはいけない。
- 2 ただし、支出内容が予算で承認されたものである場合、各科目の予算額の1割を超えない範囲で、役員会の承認を得て、予備費から支出できるものとする。
- 3 予算額を超えて、かつ予備費の支出基準を超える場合は、臨時幹事会を開き、補正予算の承認を得なければいけない。

【会議費】

- 1 幹事会、役員会、会計監査人の監査、外部監査人の監査には、それぞれ茶菓を提供できるものとする。
- 2 上記1の会議等が、食事時間にかかる場合には食事（弁当）も提供できるものとする。
- 3 上記1及び2の金額は、1回につき出席者一人当たり2,500円（税込み）を超えてはいけない。（茶菓及び食事を含めて）
- 4 上記1及び2は、予算の範囲内でのみ支出できるものとする。

【交通費】

- 1 幹事会、役員会、会計監査人の監査、外部監査人の監査及び会議の各出席者には、交通費を支給できるものとする。
- 2 上記1の金額は、交通用具等の種類や距離に関わらず、1日に付き1,000円の定額とする。

【報酬費】

- 1 正会員には、本会の活動に関して報酬を支払わない。
- 2 外部監査人には、1回あたり2万円の範囲内で報酬を支払うことができるものとする。

【渉外費】

- 1 渉外費の支出については、社会通念上許される範囲内において節度ある執行に努めるとともに、出席者については必要最小限としなければいけない。
- 2 会食の場合の支出額は、参加者一人あたり5,000円（税・サービス料を除く）を超えてはいけない。
- 3 菓子等物品の提供は、1件あたり5,000円（税・サービス料を除く）を超えてはいけない。
- 4 上記は、予算の範囲内でのみ支出できるものとする。

【改正手続き】

- 1 本執行基準の変更については、幹事会の審議を経て、承認されなければいけない。